公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人山本昇の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年５月23日　　京都地方法務局

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和７年５月23日　　法務大臣　鈴木　馨祐

記

名称　司法書士法人はたの法務事務所
所属する司法書士会　東京司法書士会
法人番号　11―00134
主たる事務所の所在地　東京都杉並区荻窪五丁目16番12号荻窪ＮＫビル５階